

令和 7 年 4 月 28 日

市政記者クラブ 様

子ども青少年局子ども福祉課
担当：海付・杉浦（972-3021）

「今後の名古屋市早期子ども発達支援体制に関する方針 2029」の策定について

みだしの方針を策定しましたのでお知らせします。

記

1 方針について

（1）方針の位置づけ

なごや子どもの権利条例に基づく子どもに関する施策を総合的かつ計画的に実施するための計画である「なごや子ども・子育てわくわくプラン2029～名古屋市子どもに関する総合計画」を実施するための具体的な方針とし、令和2年3月に策定した「今後の名古屋市早期こども発達支援体制に関する方針」を引き継ぐ方針として策定しました。

（2）方針の目指す姿

発達段階、個性・特性、家庭環境等によって異なる発達のための支援の必要性に応じて、すべての子どもが適切な支援（家庭への支援も含む）を受けている状態を目指します。

（3）計画期間

令和7年度から令和11年度までの5年間

2 公表の予定

4月28日（月）市公式ウェブサイトに掲載開始

（参考）市民向け啓発冊子について

「今後の名古屋市早期子ども発達支援体制に関する方針 2029」（以下「第2期方針」という。）の策定を機に、市民の方に子ども発達支援の理解の促進を図るため、啓発冊子を作成し、その中に第2期方針の内容を盛り込みました。